

漢簡より見たる漢代の裁判制度

鷹取祐司

仲山父の時代

松井嘉徳

戰國時代から清朝に到る中國の裁判制度においては、被疑者に有罪を宣告する際には原則として本人の自白が必要であり、この罪狀自認を以て裁判は終結し、その後はその罪狀に相當する刑の引き當てが行われるのみである。それ故、取調べ即ち審理なのである。また、所謂刑事・民事といった案件内容によつて異なつた裁判手續きが存在するのではない、といわれてきた。

ところで、居延・敦煌出土の漢代簡牘には、賞賣代金や賞金の回收を官に對して依頼したものが頻見する。依頼を受けた官は債權回收に際して、債務者を「驗問」し事實關係の解明を行つた上で債權を回收しているのである。「裁判」を公權力による事件・紛争の解決・裁定とするならば、この官による債權回收も「裁判」と言い得るであらう。その具體的事例に當たるのがかの「候粟君所責寇恩事册書」である。

本報告では、この册書に見える債權回收手續きの検討を通じて、漢代の裁判制度——この場合は所謂民事案件に當たるが——を考慮してみたい。特に冒頭で述べた中國の裁判制度における特徴との比較において。

仲山父（仲山甫）は、西周時代後期、宣王の「中興」をささえた輔弼の臣である。「詩經」大雅・丞氏にその徳をうたわれ、「國語」周語上にはその言行が記録されている。樊（陽樊）を采邑とする樊仲氏の始祖とされる。

ところで、仲山父（仲山甫）の名は、排行すなわち伯・仲・叔・季の「仲」と、男子の尊稱「父（甫）」から構成される稱謂である。「左傳」の仲慶父、「國語」の伯陽父なども、仲山父と同様に「排行」某「父」の構成をもつ稱謂であるが、文獻史料における「排行」某「父」の用例は實はさほど多くはない。これに對して、西周中期から後期にかけての青銅器銘文においては、いわゆる自作器を中心として、「排行」某「父」の用例を多數見出すことができるのである。仲山父（仲山甫）に關しても、「仲山甫鼎、其萬年、子子孫孫、永保用」の銘をもつ青銅器が匈奴南單于より獻上されたという記録が残されている（『後漢書』竇憲傳）。

今回の報告では、青銅器銘文にみえる「排行」某「父」なる稱謂に注目し、その收集・整理を通して、この稱謂の意味するところを明らかにする。さらに西周中期から後期という時期に「排行」某「父」なる稱謂が盛行する政治的・社會的背景を考察し、仲山父（仲山甫）の時代を読みとく一つのアプローチとしたい。